

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

経験が豊富であっても、そこから学ぶことなく成長しない人もいます。どん底を味わい、迷いながらも自分の弱みを理解し、エゴをコントロール出来る人は、深みのあな人間性を感じさせてくれます。そんな人には自分の可能性を引き出してくれる出会いがあります。サリバソ先生から魂を目覚めさせられたヘレン・ケラーは「世界でも哀れな人とは、目は見えてもビジョンのない人だ」と言いました。
他人の価値観に振り回されず、自分独自の哲学と思想を築き、感謝の心を持ち続けた人でした。

私の書棚より

- 問題のボトムに潜む本質に迫り、問題の構図を「単純化」しなければならない。それに基づいて新たな戦略を組み立て、いま、そこにいる人々のマインドを再結集させ、新たな外への戦いに向かっていくのである。
- 企業は「創る、作る、売る」のサイクルを社内ですばやく回せば競争に勝っていくが、社内ですばやく回せる言い訳があるにせよ、それをモタモタとしか回せないなら競争に負けていく。

「ザ・会社改造」
三枝匡著 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□固定資産の修理や改良のために支出する金額は、修繕費とされますが、固定資産の価値を高めたり、使用可能期間を延長させる部分に対応する金額や用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用は、原則として資本的支出となります。
ただし、蛍光灯から LED 照明への変更費用は、節電効果や使用可能期間が向上するため、固定資産の価値を高め、その耐久性が増すことになったとしても、照明設備の一つの部品であるため、建物附属設備全体の価値が高まったとまではいえないとして、変更工事も含めて修繕費とされます。

□役員退職金は、役員が法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況に照らし、相当であると認められる金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されません。
実務上は、その退職した役員が最終報酬月額×勤続年数×功績倍率で算定されています。
また、死亡された役員に対する退職弔慰金は退職金とは別に、業務上の死亡の場合には最終報酬月額×3年分、業務上の死亡でない場合は半年分に相当する金額は、損金算入が認められています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 29年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 29年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月4日)

31日	○ 7月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき30日)
-----	---------------------------------

今月の贈る言葉『求道すでに道である』 by 宮沢賢治